

京都市告示第 367 号

京都市洛西ふれあいの里保養研修センターの指定管理者である社会福祉法人京都市社会福祉協議会から,京都市洛西ふれあいの里条例第19条ただし書の規定に基づき,京都市洛西ふれあいの里保養研修センターの臨時開所(宿泊のための利用に限る。)について次のとおり申請があったため,これを承認します。

平成21年12月18日

京都市長職務代理者 京都市副市長 星川茂一

京都市洛西ふれあいの里保養研修センターについて,平成21年12月31日(木)から平成22年1月3日(日)までを臨時開所する。

(保健福祉局長寿社会部長寿福祉課)